

平成 26 年 5 月 15 日

平成 27 年度税制改正要望事項

公益社団法人福岡中部法人会
公益社団法人福岡西部法人会
公益社団法人博多法人会
公益社団法人東福岡法人会
公益社団法人筑紫法人会

1. 前文

2020年のオリンピック東京開催の決定や各種経済指標の好転を受けて消費税率の引き上げが法律どおり実施されることとなりました。

しかしながら、その明るい材料の背景に、政治、経済、社会のあらゆる面にわたって先送りし棚上げしてきた諸問題が未解決のまま潜んでいることを忘れてはなりません。今回の消費税の増税にしても、喫緊の課題である“社会保障と税の一体改革”のために実施し、消費税収の使途を社会保障4経費と法定したにもかかわらず、肝心の改革の方はというと不透明なままという状態です。

我々法人会会員は、そのような中においても、我が国経済の基盤をなす存在であるという自負のもと、中小企業の安定的な存続を図るために、その中小企業を代表するものとして、今後の我が国の税制に関し、以下の諸点についてその実現を強く要望します。

また、国・地方における議員定数と歳費、公務員の定数・人件費等の削減、特殊法人の一層の整理を行うなど行政改革の徹底を図り、予算の使用についても一般人が容易に理解できるように更なる公開を求めます。

2. 基本事項

平成23年12月の税制改正において、国税通則法に税務調査手続に関する規定が創設されましたが、我々が求める「納税者権利憲章の制定」及び「租税教育の義務化」については、全く議論の対象にもされていません。

また、事業承継税制については一定の見直しがされはしましたが、いまだ不十分な制度内容と言わざるを得ません。

そこで、我々は、引き続き次の3点を最重点要望事項と位置づけ、平成27年度の税制改正要望事項の最初に掲げることとします。

(1) 納税者権利憲章の制定

(継続)

国税通則法をはじめ現行の租税法規は、納税者の権利利益の保護に係る明文規定を欠いており、他の先進諸国の租税法規に比べて遅れた状態にあります。

そこで、日本国憲法に規定される租税法律主義が名実ともに実現されるように、法人会をはじめ税理士会、間税会等から広く意見を聴取した上で、国税通則法の規定の中に1章を設けて「納税者権利憲章」の章とし、納税者の権利利益に係る具体的な明文規定を置くことを強く求めます。

(2) 租税教育の義務化 (継続)

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税の取り上げ方は極めて貧弱なものであり、我が国における租税の意義を理解させるに必要な内容とはなっていません。加えて、これを教育する側の地方公務員を中心とする教育関係者の租税に関する認識も極めて不十分な状況にあります。

そこで、消費税率の引き上げが実施される今こそ、主権者たる納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育むため、国税通則法に租税教育の実施を義務付けることとする規定を設けるよう強く要望します。

なお、租税教育の義務化は、現在のそして将来的にも極めて厳しい社会経済情勢の中に生きていくこととなる子どもたちが租税に対する正しい認識を持つことによって、権利の主張だけに終始することのない健全な納税者の育成を目的とするものであり、前記(1)の納税者の権利利益保護の明文化を求めることと対を成すものです。

(3) 事業承継税制の見直し (継続)

平成25年度税制改正において事業承継税制における手続の簡素化等が図られ、従来の使い勝手の悪さは多少改善されましたが、まだまだ中小企業のために機能する制度とは言えません。

そこで、この制度を真に中小企業の存続のために機能するものとするため、具体的には相続税・贈与税の項目で記述したように、適用要件等の更なる見直しを強く求めます。

3. 個別事項

(1) 国税通則法関係

① 各種申請書、届出書に係る統一的提出期限の創設 (継続)

青色申告書の承認申請書、棚卸資産の評価方法の変更申請書、簡易課税制度選択届出書等各税法に規定され、その提出期限が当該事業年度（又は年、課税期間）開始の日の前日とされているものについて、納税者の便宜の観点から、これを当該事業年度（又は年、課税期間）の前事業年度（又は年、課税期間）に係る確定申告書の提出期限までとする一般規定を設けるよう求めます。

なお、法人税法の別段の定めにある事前確定届給与に関する届出書のようにその提出期限が特異なものについては、現行どおり各税法に規定する期限によ

ることとします。

②修正事項の明細を記載した修正申告についてのお願い文書の交付 (継続)

税務調査の終了時において、調査担当官等が修正申告の勧奨を行うことができると法制化され、その実施に当たり、不服申し立てはできないが更正の請求をすることはできる旨を記載した文書を交付してその説明をすることとされましたが、肝心の修正事項等を記載した文書を交付することとはされていません。

そこで、税務調査の透明性を確保し、納税者の権利利益を保護すること及び税務行政の効率化を図る観点から、調査の結果、修正を要するとされた事項の明細と納税者に修正申告書の提出をお願いする旨を記載した税務署長名の文書を交付し、納税者に更正処分を受けることとするか修正申告をすることとするかの選択決定の機会を保障することとすることの制度化を求めます。

(2)法人税関係

①法人税率の引き下げ (継続)

国際競争力を高める上からアジア諸国のように実行税率を 30% 台前半まで引き下げるべきです。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度から法人税率が 4.5% (中小法人に対する軽減税率は 3%) 引き下げられたとは言え、実効税率は 38.88% にとどまり、未だ高水準にあります。

②中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ (継続)

中小企業の軽減税率の引下げについては、平成 23 年度第 2 次税制改正において一応実現はしましたが、軽減税率適用所得金額そのものについては従来から議論されず、現行の 800 万円については、昭和 56 年以来改正されないまま今日に至っています。そこで、その間の経済環境の変化及び現下の経済情勢を踏まえ、税率の引下げだけでなく、黒字申告割合が 25% となっているとはいえ、経営努力している中小企業のために適用所得金額を 1,600 万円に引き上げることを求めます。

③同族会社の判定等に係る親族等の範囲の縮小 (継続)

同族会社の判定等においては民法第 725 条の「親族」の規定を適用することとされていますが、同条に規定されている親族の範囲は、現代社会における家族関係、親戚付き合い等からして広範囲に過ぎ、この親族について更に「特殊の関係のある個人又は法人」までも加えることとされていることは、あまりにも実態と乖離しているといわざるを得ません。そこで、法人税法における親族の範囲について、「3 親等以内の血族、配偶者及び 2 親等以内の姻族と規定し、「特殊の関係のある個人又は法人」についても見直しを行い、その範囲を狭めることとして実態にあったものとするべきです。

なお、所得税法、相続税法等の他の税法においても同様の改正をする必要があります。

④減価償却制度の拡充

ア 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ (継続)

現在、法人税法と租税特別措置法と合わせて三つある中小企業者に係る少額減価償却資産制度を事務処理及び資産管理に係る負担の軽減と効率化を図れる観点から30万円未満に統一することを求めます。

イ 無形減価償却資産の耐用年数の短縮 (継続)

ソフトウェアは無形固定資産として耐用年数が5年となっていますが、技術革新の進展を考慮し、3年に短縮することを求めます。

ウ 減価償却資産の範囲の拡大 (継続)

電話加入権の資産価値が著しく損なわれていますし、自動車電話加入権、携帯電話加入権が減価償却資産とされていますので、通常の電話加入権も同様の取扱を求めます。

エ 資本的支出の形式基準の法制化と拡充 (継続)

資本的支出と修繕費の区分が明らかでない場合については国税庁長官通達で形式的区分が定められていますが、課税標準の計算過程であり、少なくとも基本事項は法制化すべきです。また、修理・改修等に要した金額が100万円に満たない場合、その金額が取得価額の20%相当額以下の場合には、修繕費とするよう拡充を求めます。

⑤ 交際費課税制度の廃止 (継続)

平成25年度の改正において、中小企業の実額損金算入限度額内の一定割合を損金不算入とする制度は廃止されましたが、交際費課税制度は、中小企業に限らず、実際に交際費として社外に流出ものを損金としないとするもので理論的根拠が認められません。恣意的に費消しやすとしても課税当局に置ける事実認定の困難さを納税者に転嫁しているに過ぎず、経済の活性化のためにも不算入制度の廃止を求めます。また、社会慣習上その支出を避けがたい慶弔費で、常識上相当と認められる金額については、交際費課税の対象から除外を求めます。

⑥ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活 (継続)

労働協約や就業規則において退職給与や賞与を支給することが明確に定められている場合においては、負債性を有するものとして退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を求めます。

⑦ 受取配当の益金不算入 (継続)

配当金は法人税課税済の益金であり、所得税の配当控除のように二重課税を調整すべきで、受取配当の益金不算入を求めます。

⑧ 法人税の延納制度の復活 (新規)

不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際併せて利子税率を軽減すること。

⑨ 申告書の提出期限 (継続)

会社法上の諸手続きを含めた決算事務は、本則2ヶ月、特例3ヶ月となっていますが事務処理の観点から法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月

月以内に統一することを求めます。

⑩借地権認定の整備 (継続)

相当の地代の認定基準の概ね6%程度については、地代の収益状況及び金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引下げを求めます。

⑪電子申告利用特別控除の創設 (継続)

電子申告等の普及拡大を図るため、電子申告をする等一定の申告、納付手続きにおいて e-Tax を利用した法人については、行政効率の向上に協力したことに対する報償として、電子申告をする等した事業年度に5万円の税額控除をする制度を設けることを求めます。

(3) 所得税

①不動産所得の負債利子の損益通算 (継続)

土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められませんが、この取扱いは、土地取引を制限するバブル期の措置として設けられたものであり、また、所得の計算上、この負債利子も必要経費であり、他の経費と区分する理由もありませんから損益通算することを求めます。

②土地・建物の譲渡損失の損益通算 (継続)

土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は分離課税とされていますが、現在においては土地政策の背景が変化し、むしろ譲渡課税を軽減し、土地取引を促進すべき時であり、また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿であり、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算することを求めます。

③雑損控除の適用範囲の拡大 (継続)

詐欺、脅迫による損害については、従来から雑損控除の対象とされていませんが、近年高齢者を中心に被害が拡大している振り込め詐欺については、その犯罪の実態は窃盗と同視すべきものであることから、少なくともこの被害に関しては、警察による被害証明及び被害者に関する年齢制限等の要件を付して雑損控除の対象とすべきです。

④電子証明書等特別控除制度の恒久制度化 (継続)

平成24年分の申告をもって電子申告等特別控除制度は、廃止されましたが、時限的制度としてではなく行政効率の向上に協力したことに対する報償として電子申告の都度控除することのできる制度として復活すべきです。

⑤源泉所得税の1月及び5月の納期限を20日に統一 (継続)

すべての源泉徴収義務者について、事務負担等を考慮し統一的に1月及び5月の納期限を20日とすることを求めます。

⑥医療費控除額の引き上げ (新規)

医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げることを求めます。

(4) 相続税・贈与税

①事業承継税制の見直し

(継続)

前記最重点事項に記載したとおり、平成21年度税制改正において事業承継に係る相続税の納税猶予制度が創設されました。平成25年度税制改正において事業承継税制における手続の簡素化等が図られ、従来の使い勝手の悪さは多少改善されましたが、まだまだ中小企業のために機能する制度とは言えません。

そこで、この制度を真に中小企業の存続のために機能するものとし、行政効率にも資する制度とするために、相続税に係る事業承継税制に関して、次の諸点について、更なる見直しを求めます。また、贈与税の納税猶予制度についても手続や要件等について同じように見直されるべきです。

ア 議決権株式総数の3分の2の適用上限とその税額の80%猶予制限の撤廃

特例適用対象株式をその会社の発行済議決権株式の3分の2に達するまでとし、その特例適用株式のみを相続した等と仮定して計算した相続税額80%に相当する税額を猶予とする制限をいずれも撤廃して100%の適用、納税猶予とすることを求めます。

イ 報告書提出義務の廃止による手続の簡素化

納税猶予期間中、後継者には、相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署長へ「継続届出書」を提出することが義務付けられ、経済産業大臣の認定を受けた会社には、相続税の申告期限後5年間は毎年経済産業大臣に対して事業継続要件に関する報告書を提出することが義務付けられています。平成25年度税制改正により添付書類の重複は排除されましたが、同趣旨の書類を税務署長と経済産業大臣の双方に提出させること自体は改正されていませんので、手続的負担の軽減と行政効率のためにも、経済産業大臣に対する報告を廃止して税務署長に対する届出のみとすることを求めます。

ウ 雇用維持要件の緩和

平成25年度税制改正により、相続税の申告期限後5年間は相続開始の日雇用の8割以上を維持することとする適用要件については、5年間の平均で8割以上を維持すればよいこととされましたが、現状維持すら難しい状況にある中小企業にとってかなり厳しい水準であることに変りありませんので、その要件を1人以上の雇用を継続することとするなど、現状に合ったものとするべきです。

エ 株式継続保有要件の緩和と免除の時期

納税猶予税額が最終的に免除されるのは後継者である経営者が死亡した場合等とされ、この死亡時まで株式継続保有が要件とされていますが、この株式継続保有期間についても事業継続期間同様5年間として、その5年経過時点において納税猶予税額が全額免除される制度とするべきです。

②取引相場のない株式の評価の緩和

(継続)

地場の中小企業は、地域の雇用と経済を担い、また、資本金も少ないのが現状であり類似業種の企業と比較すれば、少ない資本をカバーして、事業展開を行うため配当を

少なくとも内部留保を厚くし、その結果、一株当たりの配当金が小さく、一株当たりの利益が多くなります。したがって、類似比準方式の斟酌率を、中会社及び大会社についても50%に引き下げ、また、1株当たりの利益の計算基準を3倍から1倍に引き下げるなど実情に沿うように改正し、相続があっても事業が円滑に継続できるよう求めます。また、純資産価額方式による評価にあっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うことを求めます。

③保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ (継続)

保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされましたが、相当期間経過していますので、1,000万円に引き上げることを求めます。

④贈与税の配偶者控除の拡充 (継続)

贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれていますので、3,000万円に引き上げることを求めます。

⑤財産評価基準の法制化 (継続)

財産評価の基準については法令に規定がなく、財産評価基本通達の定めによっていますので、これを法制化することを求めます。

⑥相続財産からの控除 (継続)

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除することを求めます。

⑦被相続人の保証債務の弁済 (継続)

相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすることを求めます。

(5) 消費税関係

①単一税率と請求書等保存方式の維持 (継続)

単一税率”と“請求書等保存方式”の維持制度をいたずらに複雑化し、新たな不公平を創出することとなることのないよう現行の“単一税率”と“請求書等保存方式”については、これを堅持することを求めます。

②消費税の確定申告書の提出期限の延長 (継続)

法人の消費税の申告期限を法人税の申告期限に合わせること。(法人税の申告期限の延長の特例の適用を受けている場合に対応させた消費税の確定申告期限の延長の特例を設けるべきである。)

③消費税の届出書の提出期限 (継続)

消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長することを求めます。

④価格表示について

ア 外税方式を原則とする。 (継続)

中小企業では、消費税の内税表示は、税率が変更になった折に、なかなか価格に転嫁しづらく、結局は中小企業者の負担となっているのが現状である。今後消費税が段階的に引き上げられ税率が高率になっていくことが予測されます。国民の納税意識を更に涵養していく上でも税額をはっきり認識させることが重要である。

イ “総額表示方式”と“外税方式の”の選択的使用の容認 (継続)
外税方式が採用できないとすれば、選択的使用の容認を求める。

消費税率の引き上げに伴い、増税分の転嫁が確実かつ安定的に行われるようにするため、現行義務付けられている“総額表示方式”だけでなく“外税方式”についても選択的に使用できるように求めます。

⑤ 転嫁に関する規程の整備 (新規)

消費税の転嫁が確実かつ安定的に行われるようにするため、消費税法に税制改革法第11条第1項にあるような「消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」という基本規定のほか、転嫁の意義や適正に転嫁しなかった場合の罰則など転嫁に関する具体的な規定を設けることを求めます。

(6) 間接諸税 (継続)

① 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化(電子化、ペーパーレス化等)に伴い、課税根拠が希薄化しています。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求めます。

② たばこ税・酒税・揮発油税の廃止

消費税と二重課税の状態にある間接諸税については、すべて廃止することを求めます。

(7) 地方税

① 個人住民税 (継続)

納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができることを求めます。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを求めます。

② 欠損金繰戻還付制度・延納制度の創設 (継続)

住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税についても延納制度を設けることを求めます。

③ 法人事業税 (継続)

資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないことになっているが、この制度を廃止することを求めます。

また、2以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができることを求めます。

④事業所税の廃止 (継続)

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立っている。事業所税は固定資産税などと二重課税的な性格を有することから廃止を求めます。

⑤固定資産税

ア 免税点の引上げ (継続)

固定資産税の免税点(20万円ないし30万円)については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅な引き上げを求めます。

イ 税率の引下げ (継続)

現行税率の1.4%は、負担が大きく1.0%に引き下げ、実勢価格による税負担に近づけることを求めます。

ウ 評価方法の周知 (継続)

評価額の算出過程等については通知されないことから、評価精度の向上を図るとともに納税額と併せて分かりやすい評価額算出過程を通知することを求めます。

⑥償却資産税の申告期限及び申告書類の見直し (継続)

事務処理及び簡素化の観点から国と地方を統一し、1月31日の償却資産税の申告期限、賦課期日を法人税の申告期限とし、その申告書には法人税の確定申告書の際に作成される減価償却資産の明細表を添付することとして、納税者の事務負担の軽減及び地方団体の事務の効率化を図ることを求めます。